

2012年4月1日

## 一般行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 2012 年 4 月 1 日 ~ 平成 2014 年 9 月 30 日までの 2 年 6 ヶ月間

### 2. 内容

目標 1 : 育児休業取得について、男性も育児休業を取得できることを含め、職場の理解向上のための取組を行う。

< 対策 >

- ・ 2012 年 4 月 ~ 2012 年 9 月  
育児休業制度に関する周知資料を作成し、従業員に周知する。
- ・ 2013 年 3 月  
育児休業制度の理解促進のため、管理職を対象とした研修会を行う。

目標 2 : 年次有給休暇の取得を奨励する。

< 対策 >

- ・ 2012 年 4 月 ~ 2013 年 3 月  
年次有給休暇の取得状況の実態を把握する。
- ・ 2013 年 4 月 ~ 2013 年 9 月  
年次有給休暇の取得状況の周知と奨励方法について検討する。
- ・ 2013 年 10 月 ~ 2014 年 9 月  
従業員へ有給休暇取得奨励の周知と啓発を行う。

目標 3 : 妻の分娩のときに取得できる特別休暇の日数を拡充する。(現制度 : 1 日)

< 対策 >

- ・ 2012 年 4 月 ~ 2012 年 9 月 日数など制度の詳細について検討する。
- ・ 2012 年 10 月 ~ 2013 年 3 月 規定を改訂し、従業員へ周知する。
- ・ 2013 年 4 月 ~ 2014 年 9 月 従業員へ啓発を行う。

目標 4 : 定時退社を促進する取組みを行う。

< 対策 >

- ・ 2012 年 4 月 ~ 2012 年 9 月 定時退社促進の取組みを検討する。
- ・ 2012 年 10 月 ~ 2014 年 9 月 検討した事項を実施する。